

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス： 投機資金流入規制／貿易取引も管理強化

11月1日より外貨流入に対する管理が強化される。これは、輸出受取外貨の人民元転について、輸出企業を「要注意企業」と「要注意企業リスト以外の企業」に分類して別々の管理を行うというもので、前者については従来に比べて手続が厳格になる一方、後者については手続が緩和されることになる。

そもそも、中国の為替管理法では、資本取引は原則当局(＝国家外貨管理局)の事前許可制をとるものの、經常取引については原則自由(＝当局の事前許可不要)とされ、經常項目の對外支払に対しては銀行による取引の裏付け確認を義務付ける一方、經常項目の外貨受取に対しては輸出代金が確実に回収されているかどうかを銀行が確認する以外は自由としている。

然しながら、2003年頃より人民元相場の上昇を背景に、輸出代金の過大申告による受取外貨を不動産投機で運用したり、短期間のうちに国外へ回金して利鞘を稼ぐ等の投機行為が顕著となったことから、こうしたホットマネーの流入防止を目的として經常取引である輸出受取外貨に対しても管理が厳しくなった。

具体的には、2005年6月から20万米ドル以上の輸出前受金等の受取外貨に対する管理(下記表(2)注参照)が強化されたほか、本年に入っても為替管理や土地管理の面からの投機抑制策(注)が相次いで打ち出されている(注：弊週報2006年9月6日号ご参照)。

但し、これらの管理強化の目的は、あくまでも投機目的の短期資金の流入を防止するものであって、正常な輸出業務を行う企業に影響を及ぼすものではなく、今回の管理強化に際しても国家外貨管理局は、輸出企業の95%が「要注意企業」には該当しないと言う。差し当って、日系企業の場合は「要注意企業リスト以外の企業」として、むしろ輸出決済の手続が簡素化されることになりそうだ。

「貿易外貨受取と人民元転の更なる管理改善に関する通知」(匯発[2006]49号)概要

(国家外貨管理局発布:2006年9月29日、施行:2006年11月1日)

- (1) 貿易外貨受取企業を「要注意企業」と「要注意企業リスト以外の企業」に分けて分類管理を実施。

「要注意企業」 (右記のうちいずれかに該当する場合)	①年間貿易額と実際の受取外貨額の差が10%以上の場合
	②1年間に外貨管理規定違反がある場合
	③信用記録、開業期限等において、外貨管理局が「要注意企業」リストに列举する場合

但し、船舶、大型設備の輸出等において経営上、決済上の必要性がある外貨受取企業、及び年間の貿易外貨受取額と貿易額の差が50万米ドル相当額を超えない企業に対しては、上記(1)の基準を緩和する。

- (2) 貿易項目下の外貨受取、人民元転待ち口座、人民元転後の支払管理(注)を廃止。

正常な経営を行う企業	関連規定に基づき、直接受取外貨の人民元転を行う。
「要注意企業」	銀行に関連証明書類を提出し、厳格な審査を経て受取外貨の人民元転を行う。 書類の提出が出来ない場合、外貨管理局の批准が必要。

注:2005年6月1日より、輸出前受金、中継貿易に係わる受取外貨、銀行が具体的な取引の性質を判断出来ない受取外貨等について、1件当たり20万米ドル相当以上の場合、一旦「人民元転待ち口座」に入金され、銀行が受取人から提出された人民元転のエビデンスを確認後、人民元転が可能となった。

(「輸出前受金及び中継貿易外貨収入の現段階の管理改善に解する通知」匯発[2005]33号)

- (3) 受取貿易外貨を国外に戻す場合の管理を強化。中国国内に流入した外貨で、核銷手続(輸出代金の回収照合)を済ませていない場合、中国国内で人民元転を行ったか否かを証明する書類の提出が必要。

*:銀行における外貨受取時の具体的手続については、今後、当局の実施細則等による確認を要する。

(国際業務部 中国業務支援室 久保満利子)

週報では前週のニュースをお届けしている為、国慶節明けの来週号は休刊とさせていただきます。ご了承ください。

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●中部振興プロジェクト「万商西進」を発表

9月26日、第1回中国中部(*)貿易投資博覧会が湖南省長沙市で開催された。ここで商務部は、今後3年間で1万社の国外企業・東部企業が中部6省と隣接西部地区へ投資を行うよう推進する施策(いわゆる「万商西進」)を発表した。具体策として、①海外との協力の強化、②産業シフトの受け皿としての環境整備、③自己ブランド創出、④物流環境の整備、⑤中部企業の海外進出の促進をあげた。また、中部地区の強みとして、①人件費の低さ、(05年平均収入は14,790円で東部地区の1/2よりも低く、全国平均レベルより25%低い)、②鉱物資源埋蔵量の多さ(石炭、銅、鉄、鋁、アルミニウム、燐の貯蔵量は、それぞれ全国の40%、52%、42%、43%、39%を占める)をあげた。なお、中部地区は今年1-7月に契約ベース外資利用金額が98.95億元、前年同期比26.45%増であったが、これは全国平均を大幅に上回っているという。

(*)中国中部:山西・安徽・江西・河南・湖北・湖南6つの省を含む総面積102.8万km²の地区。

2. 産業

●「直接販売サービス拠点設立管理弁法」を公布

商務部は、「直接販売条例」に基づき制定された「直接販売サービス拠点設立管理弁法」を公布し(10月20日施行)、直販に係わる拠点設立の条件を以下のように規定した。①消費者、直接販売者双方が製品、価格、返品に付き十分理解する、②直販拠点は住宅、学校、病院、軍隊及び政府機関等に設置してはならない、③県レベル以上の政府の設立条件を充足する必要がある。また、許可を取得した企業は許可書発行日より6カ月以内に拠点設立計画に基づき拠点設立を完了しなければならないとされている。

●来年より国有資産取引のプロセスをモニター

国資委(国務院国有資産監督管理委員会)によると、国有資産取引機構を通じて行う国有資産取引は80%に上り、その他の政府批准件数は20%以下に低下した。しかし、この取引プロセスで数々の不正取引が発覚したことから、国資委は「企業国有資産取引情報モニター・システム」設立し、来年より国有資産譲渡取引の全プロセスをモニターすることとした。これにより、国有資産取引を透明化させ、関連取引での損失防止を図る。現在、上海、北京、天津の三大資産取引機構は「企業国有資産取引情報モニター・システム」との連結が既に完了。国資委は更に今年中に省レベルの地方国資委に対してもモニターを実施する予定。

3. 貿易・投資

●グローバル競争力ランキング:中国は54位

世界経済フォーラムは26日「2006-2007年グローバル競争力報告」を発表した。同報告は評価基準を従来の成長競争力指数からグローバル競争力指数に転換している。その結果によると、中国は去年より6ランクダウンの第54位となり、43位のインドに劣後することとなった。

<2006年グローバル競争力ランキング>

1	スイス	7	日本
2	フィンランド	8	ドイツ
3	スウェーデン	9	オランダ
4	デンマーク	10	イギリス
5	シンガポール	43	インド
6	アメリカ	54	中国

●「商務部外商投資企業投訴工作暫定弁法」を発表

商務部は「商務部外商投資企業投訴工作暫定弁法」(2006年第2号令)を発表し、10月1日より施行する。これは、タイムリー且つ効果的に外資企業の苦情を受理し、外資企業の発展を促進し、その投資環境を改善することを目的とするもの。同弁法のポイントは以下。①外商投資企業投訴とは何か:中国内に設立した外商投資企業とその出資者が自らの権利が行政機関により侵害された場合、投訴受理機関に申し立て後、苦情担当機構が受理すること。②担当機関:全国外商投資企業投訴中心と各地方投訴受理機構がこれを担う。③処理時間:担当機構は5営業日以内に受理するか否かを申し立て者に通知し、30日以内に受理した苦情事項の処理を完了する。

4. 金融・為替

●SHIBORの試行導入が予定される

消息筋によると、LIBORと類似する中国貨幣市場基準金利(「Shanghai Inter-bank Offered Rate、略称 SHIBOR」)が試行的に導入される予定。中国金融市場の金利システム、金融市場、特に金融デリバティブ市場の発展を促進することが期待されている。

●韓国ウォン公表相場・為替交換業務が可能に

国家外貨管理局は「国家外貨管理局国内外為指定銀行の韓国ウォン(KRW)公表相場為替交換業務に関する事項の通知」を発表した。各外為指定銀行は対顧客KRW公表相場(含む現金相場)・交換業務を取り扱うことができ、また対顧客KRW対人民元公表相場を決定し、顧客と個別の売買相場を決定することも可能となった。

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザー事業部
池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、9月下旬から10月初旬にかけて公布または施行された主な法令を取りあげました。一部、以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[規則] ○「国家税務総局の輸出契約届出の関連問題に関する通知」(国税函[2006]84号、2006年9月14日発布) ○「財政部、海関総署、国家税務総局の一部商品輸出税還付率調整の関係問題に関する補充通知」(財税[2006]145号、2006年9月29日発布) ○「商務部外商投資企業苦情申立業務暫定施行弁法」(商務部令第2号、2006年9月1日公布、同年10月1日施行) ○「加工貿易商品の内販税延滞利率調整の関係問題について」(海関総署公告2006年第52号、2006年9月20日発布、同年10月10日実施) ○「加工貿易保税貨物の利子徴収及び返還」(海関総署公告2006年第53号、2006年9月20日発布、同年10月10日実施) ○「遼寧省外商投資優勢産業目録」(国家発展改革委員会・商務部令2006年第47号、2006年9月25日公布・施行) [その他] ●「外商投資の会社の審査認可・登記管理における法律適用の若干の問題に関する執行意見」の重点条項解説(2006年9月22日、国家工商行政管理総局のホームページ上で公開)	財政部、商務部など5機関による「一部商品の輸出税還付率調整及び加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知」(財税[2006]139号、内容は本誌9月20日号ご参照)で、実施日の9月15日より前に輸出契約を締結し、12月14日までに通関するものは旧還付率を選択することができるとされ、9月30日までに主管税務局に契約を届け出ることとされたのを受け、届出の条件を通知したもの。 上記の財税[2006]139号通知の補充通知で、増値税輸出還付率が調整された品目の一部について、還付率、税関商品分類の変更を通知したもの。この通知より前に還付が取り消された品目リストも添付されている。 商務部の「外商投資企業苦情申立協調弁公室」、傘下の「全国外商投資企業苦情申立センター」及び地方政府の同種部門による外商投資企業の苦情処理に関する規則。企業が行政行為により合法的権利・利益の侵害を受けた場合、申立により30業務日以内に関係部門との協調などにより解決を図るもの。 加工貿易で保税輸入した原材料または製品を内販した場合の税の延滞利息を最新の貸出基準金利(6ヵ月から1年もので6.12%)を適用するという通知。 上記の第52号公告を受け、延滞利息の徴収方法を通知するとともに、加工貿易銀行保証金台帳制度により銀行が預かった保証金を返還する場合の利息について普通預金利息を適用する旨を通知したもの。 全20プロジェクト。これらは奨励類プロジェクトとして輸入設備免税などの優遇が適用される。 下記説明をご参照。
--	--

●改正「公司法」の外商投資企業への適用問題で解説が発表される

今年 4 月 24 日付で、1 月 1 日から改正施行された「公司法」の外商投資企業への適用に関する国家工商行政管理総局など 4 機関連名の通知（「外商投資の会社の審査認可・登記管理における法律適用の若干の問題に関する執行意見」の印刷配布に関する通知）工商外企字[2006]81 号）が発表されたが、これに関する解説が 9 月 22 日に国家工商行政管理総局のホームページで発表された。（同ホームページのアドレスは、<http://www.saic.gov.cn/> また、上記「執行意見」の内容については、本誌 5 月 17 日号をご参照。）

「執行意見」では、曖昧な表現で、「公司法」改正以降に設立した外商投資企業は「監事会」または「監事」を設置することや、事務所に登記は不要ながらその「経営活動」についてはペナルティを課すことなどが述べられていたが、それを具体的に解説したものだ。その主な点は、次のとおり。

1) 外商独資企業の登録資本、国内投資、出資払込期限など

「執行意見」では、出資者が 1 社の独資企業の最低登録資本は「公司法」の「一人有限責任公司」の登録資本の規定を適用すること、外国の自然人（個人）が設立した「一人有限責任公司」は「公司法」の対外投資（注：国内投資）制限の規定に合致することが規定されていたが、今回の解説では具体的に次のように規定されている。

- ①最低登録資本は 10 万元を下回らない。
- ②外国の自然人が中国に設立する「一人有限責任公司」は、数の制限を受けない。
- ③外国の自然人が設立した「一人有限責任公司」が対外投資（注：国内投資）を行うときは、「一人有限責任公司」の形態を採ってはならない。（注：出資者が 2 名以上必要。）
- ④「一人有限責任公司」の出資期限は、他の有限責任公司と同じ分割払込を実行する。（注：初回払込は登録資本の 20% 以上、払込期限は 2 年。）
- ⑤2006 年 1 月 1 日以前に法により設立された外商独資の公司については不変とするが、登録資本の変更と対外投資（注：国内投資）を行うときは上記の規定に合致しなければならない。

2) 「監事会」または「監事」、定款の改訂

「執行意見」では、すべての外商投資企業が「監事会」または「監事」を設置することとされていたが、その条件について、「すべての種類の外商投資の公司は監事制度を設け、かつ監事制度の組織形態（監事会か監事か）、設立の方法（選挙か派遣か）、任期（注：公司法では 3 年）、職権等の具体的事項は、公司の定款で各自の公司の状況にもとづいて規定することができる。」とされている。

また、「公司法」が改正施される 2006 年 1 月 1 日の前に設立された外商投資企業の定款の改訂について、「公司登記機関は要求を強制すべきでなく、公司が自ら決定すべきである。改定する場合は、審査認可機関の認可申請と登記機関の届出登記を行う。」とされたが、ただし、「公司登記機関は審査の過程で公司の定款に法律、行政法規に違反する内容を発見した場合、公司の登記事項が違法で、公司の設立条件に適合しない場合は、公司に修正を要求する権利を有し、修正に応じない場合には受理しない。」とされている。

3) 外国投資者の資格証明書、本人を確認する証明書

「執行意見」では、外商投資企業の審査・認可及び設立登記の申請に際して、外国投資者の主体資格証明書又は本人を確認する証明書の提出が必要で、それには所在国の公証機関の公証と中国大使館（領事館）の認証を得なければならない旨が規定されていた。この点について、解説では次のように述べられている。

- ①企業またはその他の経済組織の場合は、本国の主管機関の公証と中国大使館（領事館）の認証を得なければならない。
- ②自然人（個人）の場合には、パスポートを本人確認証明書とすることができる。ただし、そのコピーと原本（ビザ申請及び入国手続きをした後）の照合が必要。

4) 国内投資の資格審査

「執行意見」では、外商投資企業が国内投資を行う場合、資格審査を行わない旨が規定されたが、この点について、「外商投資企業の国内投資に関する暫定施行規定」第 5 条（登録資本が払込済みであること、利益計上を開始していること、違法記録がないこと）及び第 6 条（自己の純資産の 50% を超えないこと）の制限

規定を執行しないとされている。

5) 変更登記時の原審査認可機関の認可文書等の提出

「執行意見」では、登録資本、会社の類型、経営範囲、営業期間、株主または発起人が払込を引き受けた出資額・出資方法、合併・分割、原審査認可機関の管轄区域を越える住所変更、有限責任会社の持分譲渡または株式有限公司の株式譲渡（営業許可証と外商投資企業批准書の記載事項に関わらないものを除く）の 8 項目について、変更登記を行う際に原審査認可機関の認可文書と変更後の外商投資企業批准書の提出が必要とされていた。

この解説では、会社の名称、投資者の名称、法定代表者、払込済資本、審査認可機関の管轄区域を越えない住所変更については、先に変更登記を行い、その後 30 日以内に公司定款の改訂についての審査認可または届出登記手続きを行うことができるとされている。

6) 増資時の変更登記期限

「執行意見」では、変更登記の申請期限を「公司登記管理条例」の規定による（即ち、払込時から 30 日以内に出資検査証明を提出すること、また変更登記の際には増資額の 20% 以上を払い込むことが規定されたが、この点について解説では、外貨管理局または税関での手続き及び評価・出資検査・証明手続きにより期限に遅延した場合、登記機関（注：工商行政管理局）にその合理性を説明しなければならないとされている。

7) 事務所の経営活動に対する処罰

「執行意見」では、事務所の名義で経営活動を行った場合、公司登記機関が法により調査・処分する旨が規定されていたが、解説では、「目下、法律、行政法規には明確で具体的な規定がない」とし、次のように対処すると述べられている。

「生産型会社の事務機構が製品の仕分け、加工、製造、販売及び上記の業務に係る買付、営業、貯蔵、配送、据付、調整、保守・修理等の活動に従事すること、非生産型会社の事務機構が直接サービス項目を請け負うこと、関連のサービスを提供することに対しては、（工商行政管理局は）その住所地以外で経営活動に従事するものと認定し、法に従って分公司の登記を指導しなければならない。分公司の登記を行わず勝手に上記の活動に従事した場合は、無証書経営行為として認定し、「無証書経営調査・処分取締弁法」の関係規定に従ってこの種の事務機構に対して禁止することができる。」

上記のように、事務所の経営活動に対しては、工商行政管理局はまず「分公司の登記を指導」し、これに従わない場合には経営活動を「禁止することができる」、とされている。「厳しく取り締まる」という方針ではないようだ。

以上

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY	前日比	HKD	前日比	EUR	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2006.09.25	7.9192	7.9185~7.9215	7.9212	0.0017	6.8150	0.0199	1.01747	0.0002	10.1285	-0.0189	2.1400	1808.75	-3.94
2006.09.26	7.9155	7.9100~7.9188	7.9105	-0.0107	6.7849	-0.0301	1.01625	-0.0012	10.0950	-0.0335	2.1200	1798.87	-9.88
2006.09.27	7.9075	7.9020~7.9100	7.9020	-0.0085	6.7516	-0.0333	1.01505	-0.0012	10.0240	-0.0710	2.2800	1812.31	13.44
2006.09.28	7.8993	7.8954~7.9073	7.8965	-0.0055	6.7295	-0.0221	1.01400	-0.0011	10.0440	0.0200	2.1500	1824.46	12.15
2006.09.29	7.9070	7.9035~7.9105	7.9041	0.0076	6.7040	-0.0476	1.01479	-0.0015	10.0040	-0.0400	2.4000	1840.31	15.85

トピックス

【25日】

- 税関当局によると、8月の原油輸入量は前年比+34.8%の1182万トンとなり、1~8月では前年同月比+15.2%の9580万トンとなった。
- 中国証券報は、樊綱 中銀金融政策委員会委員の発言として、同国の外貨準備が9月末か10月末までに1兆米ドルに達する見通しであると報じた。
- 上海証券報は、石廣生 全人代財政経済委員会副主任の話として、金融改革の一環として外国為替に関する新たな法律の起草を検討していると報じた。
- 邱曉華 国家統計局局長は、同国の固定資産投資が減速していることや不動産価格の伸びが弱まっていることから、さらなる景気抑制策が必要となる可能性は低いとし、これまでに過熱気味の分野に対して採られた抑制策は期待通りの効果を上げているとの見解を示した。

【26日】

- 共産党は、上海市の党委員会トップである陳良宇 市党委書記の解任につながった汚職事件で、汚職問題の真相を究明するとともに、職位にかかわらず関与者全員を追及する方針を明らかにした。

【28日】

- 中国証券報によると、マクロ経済研究院は、流動性を抑制するため金利と預金準備をさらに引き上げ、固定資産投資の跳ね返りを避けるべきだとした。また、財政構造の改善や税率の調整も金融政策がソフトランディングをもたらす上でポジティブな役割を果たすために必要であるとの見解を明らかにした。不動産市場については、主に地域開発が不動産市場に依存しており、引き締め策が十分に効果を発揮するのを妨げているとして、過剰な投資や不動産価格の上昇などが現行の引き締め策で効果的に抑えられていないとし、引き続き抑制していくべきであるとの見解を示した。
- 新華社が報じたところによると、徐一帆 国家統計局副局長は、2006年の経済成長率が前年比+約10.0%、消費者物価の上昇率は同+約2.0%になるとの見通しを示した。また、鉱工業生産や投資および信用の減速を例に挙げ、一連の景気抑制策がひとまず効果をあげたとしたものの、マクロ経済的観点から見ると、これらの成長ペースは依然として速過ぎるとし、膨れ上がった国際収支の黒字も引き続き問題であるとの見解を示した。
- 巴曙松 國務院発展研究センター金融研究所副所長は、外貨準備の拡大ペースを減速させる措置を講じるべきであると、その手段として、国内企業や国民向けに高利回り債を発行し、外貨保有を促すことなどを挙げた。
- ポーカス 米上院議員(民主、モンタナ州)は、対中制裁関税法案が上院で採決される可能性は低いとし、11月初めの中間選挙後、新たな会期が始まる2007年まで先送りされるの見通しを示した。また、シューマー米上院議員(民主、ニューヨーク州)は28日、対中制裁関税法案の上院採決を見送ることを明らかにした上で、中国の通貨政策に一段の焦点をあてるという目的を達成したとの見解を示した。また今後は、上院財政委員会のグラスリー委員長(共和、アイオワ州)やポーカス議員(民主、モンタナ州)とともに、WTOルールに沿った新たな法案提出に取り組むとした。シューマー議員によると、法案は来年初めにも提出される。

【29日】

- 中銀当局者は最近人民元の対米ドル相場が急伸していることに加え、米国の対中制裁関税法案が上院での採決を見送られたことに関して、何らかの政策変更があったのかとのメディアの質問に対し、人民元に関する新たな政策はないとの見解を明らかにした。

RMB レビュー&アウトルック

- 強含みで推移していた人民元は25日、1米ドル7.9192円で寄り付いた後、国慶節の長期休日を前に上昇速度を加速、28日には為替制度変更後最高値となる7.8954を付けたが、週末は一転、一時7.91台まで大きく値を落とした。前週の米ポールソン財務長官と中国首脳の間談内容は明らかにされていないが、米議会で議論が高まっていた対中制裁関税法案の採決が再び先送りとなった事もあり、会談で為替制度に言及した可能性は高いと見られている。今後も人民元の上昇ペースや変動幅拡大を巡る動きが注目される。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。